

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 みなと寮

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなと寮（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員には、常勤役員と非常勤役員を置くものとする。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,800万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1に定めるとおりとし、賞与については、別表2に定めるとおりとする。なお、退職手当については、支給しない。

4 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。なお、評議員及び非常勤役員の退任時に支給する退職慰労金は、別表4に定めるとおりとする。

(職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表1を適

用せず、別表5の定めによるものとする。なお、役員としての賞与、退職慰労金は支給しないものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当支給基準に準ずる。
- 3 非常勤役員及び評議員には、業務遂行に必要な旅費交通費として日額5,000円(源泉所得税控除後)を支給する。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、旅費支給規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員の給与規則第7条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、算定期間は職員給与規則第30条第5項に準ずるものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表

役職	報酬月額
理事長	1,000,000円
理事	700,000円

別表2 常勤役員の賞与

6月の賞与	報酬月額×1.5ヵ月分
12月の賞与	報酬月額×1.5ヵ月分

別表3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

業 務	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記金額は、源泉所得税等控除後の額とする。

(2) 理事

業 務	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記金額は、源泉所得税等控除後の額とする。

(3) 監事

業 務	日 額
監事監査への出席	20,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記金額は、源泉所得税等控除後の額とする。

別表4 評議員及び非常勤役員の退職慰労金

$10,000\text{円} \times \text{在任年数}$

※上記金額は、源泉所得税等控除後の額とする。

上記在任年数は、1か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。また、計算金額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを1,000円に切り上げる。

別表5

①役職ごとの役員報酬額を定める

この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職	役員報酬額
理事長	月額300,000円
理事	月額100,000円

②合算の上限を定める

この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計額が下記の範囲内において役員報酬を支給する。

役職	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 1,000,000円
理事	合算上限月額 700,000円